

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域の指定	(環境企画課)	一
鳥獣保護区の存続期間の更新	(同)	一
休猟区の指定	(同)	四
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	四

号外(一) 令和三年十一月一日

## 告示

岐阜県告示第四百六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

令和三年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域  
西洞休猟区及び芦倉・天狗山休猟区の一部
- 二 存続期間

令和三年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

岐阜県告示第四百六十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和三年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
七宗山鳥獣保護区	<p>加茂郡七宗町地内の七宗国有林一三二七林班と一三三〇林班と民有林との境界(岩井谷林道)を起点とし、同所から民有林と七宗国有林一三二七林班との境界を西進し七宗国有林一三二七林班と一三二六林班との境界に至り、同所から七宗国有林一三二六林班、一三二五林班及び一三二四林班と一三二七林班及び一三二八林班との境界を北東進し三角点(六一三メートル)に至り、同所から七宗国有林一三二四林班及び一三二三林班と一三二八林班との境界に至り、同所から同境界を東南進し七宗町と加茂郡白川町との境界に至り、同所から同境界を東南進し七宗国有林一三三九林班と一三四〇林班との境界に至り、同所から七宗国有林一三四〇林班と一三四一林班との境界を南進し七宗国有林一三四一林班と一三四二林班との境界に至り、同所から七宗国有林一三四二林班と一三四三林班との境界を西進し七宗国有林一三四四林班と一三四五林班との境界に至り、同所から七宗国有林一三四五林班と一三四六林班との境界を西進し本谷に至り、同所から同谷を西進し七宗国有林一三三三林班と一三四七林班及び民有林との境界に至り、同所から七宗国有林一三三一林班、一三三二林班及び一三三〇林班と民有林との境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
旧潮南中学校鳥獣保護区	<p>加茂郡八百津町大字潮見地内の八百津町役場潮南出張所跡と八百津町有林との境界(字北道渡二三〇一九番地の南端)を起点とし、同所から同町有林西境界を北西進した後北東進し更に北西進し森林と二二六一番地(耕地)との境界に至り、同所から同境界を北西進した後北東進し同字二二七一番地と二二八二番地との境界に至り、同所から同境界を東進し同字二一九一〇番地と二一九一一番地との境界に至り、同所から同境界を東進した後南東進し同字二一九一一番地と二二〇六番地との境界に至り、同所から同境界を東南進した後南西進し同字二一九一一番地と二二〇一八番地との境界に至り、同所から同境界を南西進し八百津町有林に至り、同所から同町有林南境界を南西進し潮南中学校跡地との境界に至り、同所から同町有林と潮南中学校跡地との境界を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
桐谷鳥獣保護区	より囲まれた区域
日出雲鳥獣保護区	<p>関市山田地内の岐阜市と関市の境界と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を北東進し国道二四八号との交点に至り、同所から同国道を東進し東海北陸自動車道の関インターチェンジを経て県道江南関線との交点に至り、同所から同県道を南進し字向山と字中倉知を分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し関市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を西進し三角点(三三二・八メートル)及び県道江南関線との交点を経て岐阜市と関市との境界に至り、同所から同境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
水沢上鳥獣保護区	<p>郡上市明宝小川地内の日出雲林道と日出雲川の合流点を起点とし、同所から稜線を西北進し三角点(一、二七七・八メートル)を経て郡上市と高山市との境界に至り、同所から同境界を北進した後南進し郡上市と下呂市との境界に至り、同所から同境界を東南進し三角点(一、二八六・六メートル)及び一、一〇三・三メートル)を経て明宝財産区と小川生産森林組合との境界に至り、同所から同境界を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
夕森公園鳥獣保護区	<p>郡上市明宝奥住地内の吉田川支流の西股川と松谷川の合流点を起点とし、同所から西股川を西進し高橋川との合流点に至り、同所から高橋川を北進し高橋川橋に至り、同所から水沢上林道を南西進し三井林業株式会社有林と明宝財産区有林との境界に至り、同所から北西進し稜線に至り、同所から稜線を北西進し郡上市と高山市との境界に至り、同所から同境界を北進した後東進し山中峠を経由して三角点(一、二七一・七メートル)に至り、同所から同境界を南東進し国有林との境界に至り、同所から稜線を南西進し水馬洞林道に至り、同所から同林道を北進し松谷川支流の谷に至り、同所から西進し松谷川本流に至り、同所から松谷川を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
夕森公園鳥獣保護区	<p>中津川市川上地内の夕森公園内にある夕森公園総合案内所(LYON・遊・館)を起点とし、同所から県道裏木曾公園線を南進し字丸野地内の下柳の湯に至り、同所から中津川市有林と私有林との境界を西北進し栗ヶ沢谷と丸野併用林道との交点に至り、同所から同林道を北東進し弥吉谷、本谷及び松木谷を経て民有林と川上国有林との境界に至り、同所から同林道を北東進し奥クラガリ谷を経てイセ谷との交点に至り、同所から同林</p>

<p>区 笠置山鳥獣保護区</p>	<p>恵那市笠置町河合、姫栗及び中野方町地内の元グリーンピア恵那の区域</p>	<p>区 恵那高原鳥獣保護区</p>	<p>恵那市長島町中野地内の県道恵那白川線と市道羽根平六反田線の交点を起点とし、同所から同市道を西進し県道多治見恵那線に至り、同所から同県道を南西進し市道三郷町一八号線に至り、同所から同市道を南西進し市道野井武並線に至り、同所から同市道を西北進し県道武並土岐多治見線に至り、同所から同県道を北東進し国道一九号に至り、同所から同国道を北東進し市道早層洞新田線に至り、同所から同市道を北進し市道乗越新田線に至り、同所から同市道を東南進し東海エコーシステム(株)敷地を含む境界線を東進し市道乗越新田線に再び至り、同所から同市道を東進し市道長島町一〇号線に至り、同所から同市道を東南進し田邊川に架かる清恵橋に至り、同所から同市道を南西進し田邊川と国道一九号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道神明前巻丁田三号線に至り、同所から同市道を東進し県道恵那白川線に至り、同所から同県道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
-------------------	---	--------------------	---

二 鳥獣保護区の存続期間  
 令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで  
 三 鳥獣保護区の保護に関する指針

名 称	指定区分	指 定 目 的
七宗山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、七宗町の北東部に位置する七宗山を中心とする森林帯の一部で、ヒノキ・スギ等で形成された人工林を中心に、コナラ・ヒノキ等の天然林が混在する地域であり、本谷、岩井谷等の渓谷を含め林相が変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息しているため、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
旧潮南中学校鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、旧学校跡地に隣接する集落の中心となる山林であり、地域住民が自然とふれあう場所として開放されており、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
桐谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、東海北陸自動車道によって東部と西部の地区に分かれ、東部地区は多数の文教施設や住宅団地に囲まれている。また、西部地区はゴルフ場を中心として大半が森林で囲まれた重要な水源地域となっており、野生動物も多種多様に生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
日出雲鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、郡上市明宝の北東部に位置し、スギ・ヒノキの人工林、広葉樹の天然林が多く点在し、林相地形が変化に富んでおり、野生鳥獣の生息環境に適しているため鳥獣保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
水沢上鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、郡上市明宝の北部に位置し、区域内にはスキー場及び牧場、周辺にはスギ・ヒノキの人工林、広葉樹の天然林が多く点在し、林相地形が変化に富んだ環境で、野生鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

夕森公園鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、川上川最上流部一帯を中心とする山地である。保護区全体がヒノキ・アスナロ等針葉樹を中心とする天然林及びスギ・ヒノキ人工林に覆われており、また、川上川とその支流による豊かな水環境と変化に富んだ地形は、野生鳥獣の生息に適していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
恵那高原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、恵那市のほぼ中心に位置し、恵那峡カントリークラブを中心に、恵那市横ヶ根運動公園・桜百選の園である西行の森を含んだ地域で、ヒノキ・アカマツその他広葉樹からなっており、野生鳥獣の生息に適していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
笠置山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、笠置山山麓に位置する元グリーンピア恵那を中心とした森林でスギ・ヒノキ・マツその他広葉樹からなっており、野生鳥獣の生息に適していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
金山谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、ナラ類等の広葉樹林を中心として、ヒノキやカラマツ等が混在する地域であり、ヤマドリ・キジ・ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第四百六十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名 称	区 域
西洞休猟区	郡上市高鷲町西洞地内の国道一五六号と中村谷との交点を起点とし、同所から同谷を北西進し旧西ノ野林道との交点に至り、同所から同林道を東進し市道下野新線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道西洞ひるがの線との交点に至り、同所から同市道を北進しひ谷との交点に至り、同所から同境界を北進し白山国立公園の境界との交点に至り、同所から同登山道を東進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道口に至り、同所から約二〇〇メートル南西進し林道下ノ吹線との交点に至り、同所から同林道を南東進し市道ぜんまい二号との交点に至り、同所から同市道を南東進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域
芦倉・天狗山休猟区	郡上市白鳥町地内の県道石徹白前谷線と桧峠大日ヶ岳登山道との交点を起点とし、同所から同県道を北西進した後北進し朝日添川との交点（白山中居神社）に至り、同所から同河川を東進し白山中居神社を経て朝日添川を東進し高山市との境界との交点（天狗山山頂）に至り、同所から同境界を南進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道を南西進し水後山三角点（一、五五八・五メートル）を経て起点に至る線により囲まれた区域

二 休猟区の存続期間

令和三年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

岐阜県告示第四百七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

令和三年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 禁止する特定猟具の種類

二 銃器  
特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名 称	区 域
松の木特定猟具 使用禁止区域	養老郡養老町高田松の木地内の金草川左岸堤の広幡橋北詰を 起点とし、同所から町道八一五号を北進し除川右岸堤に至り、 同所から除川右岸堤を南進し金草川との合流点に至り、同所か ら金草川左岸堤を南進し起点に至る線により囲まれた区域
南宮山特定猟具 使用禁止区域	不破郡垂井町宮代地内の民有林八林班口、八、二、水、へ及 び下、八林班子の一、九林班イ、口及び八、九林班二の六、九 林班水並びに九林班への一 一及び一 二の各小班の区域
やすらぎの森特 定猟具使用禁止 区域	可児市美濃田地内の県道善師野多治見線と可児やすらぎの森 西進入路との交点を起点とし、同所から同進入路を南進し西の 股ため池堤東端に至り、同所から同堤を西進し同堤西端に至り、 同所から南西進し愛知県との境界に至り、同所から同境界を南 進した後東進し東帷子字荒神堂二八六六（荒神堂上ため池南方） に至り、同所から稜線を北進し荒神堂上ため池堤南端に至り、 同所から稜線を東進した後北進し市道八三八一号線に至り、同 所から同市道を北進し可児やすらぎの森東進入路との交点に至 り、同所から西進した後稜線を南西進し東帷子字登立洞三〇二 一（登立ため池南方）に至り、同所から稜線を北西進し起点に 至る線により囲まれた区域
富野特定猟具使 用禁止区域	関市西神野地内の字西田と字斧上と市道幹一 二号線との交 点を起点とし、同所から同市道を北西進し県道神野美濃線に至 り、同所から同県道を北西進し市道幹一 六号線との交点に至 り、同所から同市道を北進し市道二二五号線との交点に至り、 同所から市道二二五号線を東進し市道八〇号線との交点に至り、 同所から市道八〇号線を北進し同市道と字浅間洞に至る山道と の交点に至り、同所から同山道を北進し字浅間洞と字大洞を分 ける字界の稜線に至り、同所から同稜線を東進し字浅間洞と字 今谷を分ける字界の稜線に至り、同稜線を北西進し関市と美濃 市とを分ける境界の稜線に至り、同所から同境界を北東進し字 今谷と字寺洞とを分ける稜線に設置されているマイククローエー プ反射板管理歩道に至り、同所から同歩道を南進し藤谷川に至 り、同所から同川を東南進し県道神野美濃線に架かる天神橋に 至り、同所から同県道を西進し市道幹一 五八号線（歩道）に
古城山特定猟具 使用禁止区域	美濃市曾代地内の長良川鉄道若下橋道を起点とし、同所から 市道曾代一五号線を東進し水ヶ洞地内の南寄りの農道との交点 に至り、同所から同農道を東進し水ヶ洞谷川に至り、同所から 同川を北東進し字上水ヶ洞と国有林との境界に至り、同所から 国有林と字大洞、字杉ヶ鼻、字天神前、字河原洞を経て字門ヶ 洞との境界に至り、同所から西進し古城山三角点（四三七・一 メートル）に至り、吉川町地区と口野々地区を分ける稜線を南 西進し三角点（三三三・七メートル）を経て県道美濃川辺線と の交点に至り、同所から同県道を西進し長良川鉄道との交点に 至り、同所から同鉄道を北進し起点に至る線により囲まれた区 域
中山特定猟具使 用禁止区域	美濃市藤生地内の県道美濃洞戸線と市道伊勢洞田之洞線との 交点を起点とし、同所から同県道を西進し市道藤生矢坪線に至 り、同所から同市道を北進し市道伊勢洞田之洞線との交点に至 り、同所から市道伊勢洞田之洞線を北東進し起点に至る線によ り囲まれた区域
脇之島特定猟具 使用禁止区域	多治見市上山町一丁目地内の国道一九号と市道二一一七〇〇 号線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道一〇 五〇〇号線を経て主要地方道多治見恵那線との交点に至り、同 所から同主要地方道を西進し市道一〇七〇二号線を経て市道 一一〇六〇〇号線との交点に至り、同所から同市道を南進し主 要地方道豊田多治見線との交点に至り、同所から同主要地方道 を南進し市道二二〇九〇〇号線を経て国道二四八号との交点に 至り、同所から同国道を南進し県道下石笠原市之倉線との交点 に至り、同所から同県道を西進し主要地方道名古屋多治見線と の交点に至り、同所から同主要地方道を北進し国道二四八号と の交点に至り、同所から同国道を北進し中央本線との交点に至 り、同所から同本線を北東進し国道一九号との交点に至り、同 所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
河合特定猟具使 用禁止区域	土岐市泉町河合地内の市道八〇一四六号と賤ヶ洞第一池の堰 堤との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道八二〇 九〇号との交点に至り、同所から市道八二〇九〇号を北西進し

<p>稲荷山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>椈の湖特定猟具使用禁止区域</p>	<p>大正村明智の森特定猟具使用禁止区域</p>	<p>飛驒古川特定猟具使用禁止区域</p>
<p>市道八二〇九一号を経て賤洞第二ため池の堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東進し同ため池の左岸との交点に至り、同所から同左岸を北西進し賤洞川との交点に至り、同所から同川を北西進し瑞浪市との境界に至り、同所から同境界を南東進し三角点(三二八・五メートル)に至り、同所から東洞池方面へ南西進し同池の堰堤東端に至り、同所から同堰堤を西進し東洞川との交点に至り、同所から同川を南西進し賤洞川との合流点に至り、同所から賤洞川左岸を南進し賤洞第一池左岸及び賤ヶ洞第二池左岸を経て賤ヶ洞第二池の堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を西進し市道八〇一四六号との交点に至り、同所から同市道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>中津川市坂下地内の市道八幡相沢線と市道坂下四三三号との交点を起点とし、同所から市道坂下四三三号を西北進した後北東進し市道坂下一号との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道松源地谷線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道坂下一五号を西進し市道松源地谷線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道坂下一号との交点に至り、同所から同市道を西南進し市道宮の前谷線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道坂下八八号との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道八幡相沢線との交点に至り、同所から同市道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>中津川市上野地内の国道二五六号沿いのバス停椈の湖を起点とし、同所から同国道を東進し椈の湖副堤との交点に至り、同所から同副堤を南進し東側の操作室に至り、同所から市有椈の湖用地と民有地との境界に至り、同所から椈の湖用水路を北進し椈の湖オートキャンプ場通路との交点に至り、同所から同通路を西北進し椈の湖本堤余水吐上に架かる椈の湖橋に至り、同所から椈の湖本堤を北進し国道二五六号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>市道明智町九一号との交点に至り、同所から市道明智町九一号と市道明智町三五号との交点に至り、同所から市道明智町三五号を北進し市道野志大栗線との交点に至り、同所から市道野志大栗線を東進し市道明智町新井線との交点に至り、同所から市道明智町新井線を東南進し市道明智町三八号との交点に至り、同所から市道明智町三八号を東南進し市道明智町新井線との交点に至り、同所から市道明智町新井線を東南進し</p>
<p>岐阜市数田南二丁目一番一号</p>			
<p>飛驒古川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>流葉特定猟具使用禁止区域</p>	<p>川原・中瀬特定猟具使用禁止区域</p>	<p>三 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで</p>
<p>市道明智町九一号との交点に至り、同所から市道明智町九一号を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>飛驒市神岡町大字西地内の国道四一号の神岡町と古川町との境界を起点とし、同所から同境界を西北進した後北進し神岡町と宮川町との境界に至り、同所から同境界を北東進し流葉山三角点(一、四二七・七メートル)を経て大字伏字流葉と字立石とを分ける綾線に至り、同所から同綾線を東南進し大字伏字カツラクギと字立石とを分ける綾線に至り、同所から同綾線を東進し市道切雲線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>朝霧橋と国道四一号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し同国道と円通橋との交点に至り、同所から同橋を西進し県道下呂小坂線との交点に至り、同所から同県道を北進し古関地内で右岸堤防管理道を北進し益田橋交差点を更に北進し堤防管理道から右岸堤防を北進し羽根地内で堤防管理道を北進し朝霧橋に至り、同所から同橋を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>飛驒市古川町大野町地内の国道四一号と同町と高山市国府町との境界の交点を起点とし、同境界を東南進し一級河川宮川に至り、同所から同境界を西北進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を西北進し県道谷高山線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道下野信包線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道月ヶ瀬神岡線との交点に至り、同所から同県道を北東進し国道四一号との交点に至り、同所から同市道を東北進し市道杉崎一二号との交点に至り、同所から同市道を東北進した後東南進し県道月ヶ瀬神岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道上気多杉崎線との交点に至り、同所から同市道を東南進し高山市国府町との境界に至り、同所から同境界を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

令和三年十一月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社